

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第五十四号

### 特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則（昭和六十一年広島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第三十九条の七第九項及び第十一项」を削る。

第二条第一項中「又は第三十九条の七第九項」及び「又は第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄」を削り、同条第二項第八号中「同項第三号」を「同項第四号」に、「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 政令第二十五条の四第十六項の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）を受けようとする者は、法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産を譲渡した個人又はその者と同居を常況とする者の老齢又は身体上の障害を証する書類を添えて、別記様式第二号による地区外転出事情認定申請書を知事に提出しなければならない。

第四条中「又は第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄」を削る。

第五条中「又は第六十五条の七第一項の表の第十二号の下欄」を削る。

別記様式第一号中 「第25条の4第2項 を「第25条の4第2項」に改め、  
第39条の7第9項」

「法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」を削り、「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式の注8中

「又は第39条の7第9項第2号」を削り、同様式の注9中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別記様式第二号中 「第25条の4第16項 を「第25条の4第16項」に改め、  
第39条の7第11項」

「法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名」を削り、同様式の注9中「又は法人の住所、及び」

を「住所及び」に改める。

別記様式第三号中 「第25条の4第2項 を「第25条の4第2項」に改め、同様式注9中「  
第39条の7第9項」  
すべて」を「全て」に改める。

別記様式第四号中 「第25条の4第16項  
第39条の7第11項」 を 「第25条の4第16項」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。